

松 山 大 学 論 集  
第 26 卷 第 5 号 抜 刷  
2 0 1 4 年 12 月 発 行

## イギリス状況小説の現在

——『碾臼』にみる 1960 年代の女性を巡る状況——

新 井 英 夫

# イギリス状況小説の現在

——『碾臼』にみる 1960 年代の女性を巡る状況——

新 井 英 夫

## 1. 序論

マーガレット・ドラブル (Margaret Drabble 1939-) は、これまでに計十八編の長編小説を上梓している。本論文を執筆している 2014 年現在、ドラブルは御年七十五歳を迎えたが、昨年 11 月に 1960 年代から現代までを舞台に未婚の母であり人類学者である主人公を描いた新作『黄金の子ども』 (*The Pure Gold Baby* 2013) を発表するなど、積極的な執筆活動を続けており、現代イギリス女流作家としてはジーン・アイリス・マードック (Jean Iris Murdoch 1919-1999) に次ぐ立場にいるとされている。特に本論文で取り上げる 1965 年に出版されたドラブルの長編第三作『碾臼』 (*The Millstone* 1965) は評価が高く、年間最優秀の三十歳以下の作家に贈られる「ジョン・ルーウェリン・リース記念賞」 (John Llewellyn Rhys Prize 1966) を受賞している。さらにこの作品は第二波フェミニズム運動が盛んになり始めていた時期と出版が重なったこともあり、愛と自立の物語として多くの女性の関心を引き起こし、英国放送協会 (British Broadcasting Corporation; BBC) のラジオ・ドラマになったほか、『愛のふれあい』 (*Touch of Love* 1969) という題名で映画化されるなど、彼女の作品の中で最も人気が高い小説となった。

そのため当然のようにこれまで多くの批評家によって『碾臼』は論じられてきた。その論点を分けると大きく二つに分類することが出来る。一方はスザンナ・ロックスマン (Susanna Roxman) や小野寺健が論じているように、主人公

ロザマンド・ステイシー (Rosamund Stacey) が未婚の母として人間的成長を遂げる物語、つまりイギリス教養小説の典型を成す作品であるという論である。他方は E. C. ローズ (Ellen Cronan Rose) や岩崎宗治が論じているように、シモーヌ・ド・ボーヴォワール (Simone Lucie-Ernestine-Marie-Bertrand de Beauvoir 1908-1986) の『第二の性』(Le Deuxième Sexe 1949) にある「ひとは女に生まれない、女になるのだ」(9) という有名な言葉を基調としたフェミニズムの流れを汲む小説であるという論である。確かに “Hitherto in my life I had most successfully avoided the bond that links man to man, though I had paid it some lip service” (68) と、他者との関わりや絆を否定し、自らの殻に閉じこもり、現実世界から目を背け続けてきたロザマンドにとって、妊娠によって初めて開業医を訪ね、その待合室で患者たちの救いようのない惨めさを目撃して衝撃を受けると同時に、懸命に現実社会に生きる女たちの人間模様に深い感動を覚え、“An initiation into reality” (36) をする場面は、まさにロザマンドの人間的成長の一段階を示している。また、たった一度の関係で思いがけず妊娠し、未婚の母となった主人公が仕事と育児を両立させている姿に着目すれば、本小説をフェミニズム小説と解釈することは容易である。

本論文では、これまで多くの批評家によって論じられてきたこれらの主張を基礎に、新たに1960年代の女性を巡る状況、特に女性に関係する法や社会保障制度に着目し、主人公ロザマンド・ステイシーの「未婚の母」という道を成立させる基盤となっていたものとは、いったいどのようなものであるかについて明らかにしたい。

## 2. 法による影響

イギリスでは1960年代後半から70年代の初めにかけて、「許される社会」(permissive society) という言葉が流行し、夫婦それぞれの婚外ロマンスなども社会意識の上では「許される」ようになっていた。このような男女関係の自由

化は上流階級に端を発し、第二次世界大戦後の1960年代になって労働者階級にも及んできたと言われている。“An Englishman’s home is his castle”という諺が表すような過去連続として続いてきた家庭を基盤としたイギリスの確固たる社会体制は、この時代、崩壊しつつあった。さらに1960年代に入ってから経口避妊薬の普及と共に、男性に依存する従来の生活態度への反省と自由自立への志向が芽生え、この時期、女性の意識は大きく変わりつつあった。

このような時代の変化に沿う形で1969年7月25日に「家族法改正法」(Family Law Reform Act 1969)が制定され、翌年1月1日に(第三章を除いて)施行された。この法は四章からなり、第一章は、民事上の成人年齢を二十一歳から十八歳に引き下げ、第二章は、嫡出でない子に対して、その父母の無遺言存続に際し、嫡出である場合と同様の相続権を与え、第三章は、父性に争いがある場合、血液検査を命じる機能を裁判所に付与し、第四章は、関連諸規定となっている。これは相当思い切った改正を施したものであり、イギリス社会の変動をまざまざと映し出しているといえるのではないだろうか。

「家族法改正法」の第二章において非嫡出子の取り扱いに関して法整備が為された背景には、出生総数に対する非嫡出子の割合増加がある。第二次世界大戦後、しばらくは5パーセント台前半を推移していた非嫡出子出生の割合が、1960年代に入ると上昇を始め、『碾臼』が出版された1965年には、イングランドとウェールズを合わせた非嫡出子出生数は六万六千人に及び、出生総数に対する非嫡出子出生の割合は7.7パーセントを占めるまでになり、10年前の1955年から1.6倍近くにまで増加し、大きな社会問題となっていた。『碾臼』の主人公ロザマンド・ステイシーは、英国放送協会のラジオ・アナウンサーであるジョージ(George Matthews)とたった一度だけの関係で思いもかけず妊娠し、オクテイヴィア(Octavia Stacey)という娘を産んでいる。しかしロザマンドはジョージにこの事実を一切知らせることなく非嫡出子としてオクテイヴィアを出産し、育てている。ロザマンドのこのような境遇は、非嫡出子出生の割合を示す表1からも明らかな通り、時代の状況を多分に反映しているとい

表1 非嫡出子出生数（イングランド及びウェールズ）

年	非嫡出出生子数 単位 1,000人	出生総数に対する 非嫡出出生子の百分率
1947	47	5.3
1950	35	5.1
1955	31	4.7
1959	38	5.1
1960	43	5.4
1963	59	6.9
1964	63	7.2
1965	66	7.7
1966	67	7.9
1967	70	8.4

Source: GREATER LONDON COUNCIL. Research and Intelligence Unit. *Annual Abstract of Greater London Statistics: 1968*. London: Greater London Council, 1969. 24.

える。

ロザマンドは自分が妊娠したことに気づいたとき，“more than the usual degrees of incredulity and shock”（7）を味わい，“the dimly reported experiences of friends and information I had gleaned through the years from cheap fiction”（7）に頼って中絶を試みるが、ロザマンドは結局これを実行に移すことなく断念し、女性なのだから赤ん坊を持つことは当たり前の行為であると産む決意をするに至る。（16）しかしながら、この決断の過程には幾つかの疑問が残る。第一に、ロザマンドは中絶するために病院に行くことを避けているが、その理由として病院に行く手続きすらよく分からないことと、医師に子どもみたいに叱責されることを避けたいという二点を挙げている。（7-8）ロザマンドがいくらこれまで健康的に育ってきたとはいえ、二十四歳の知的エリート性を有するロザマンドの理由としてはあまりにも稚拙であり、ロザマンドの真意を含有した語りであるかどうか疑わしい。第二に、なぜこのようにロザマンドは、「産ま

ない」という決意から、あっさり「産む」という決意に転換することができたのか疑問が残る。

ロザマンドはケンブリッジ大学 (University of Cambridge) でイギリス文学を学び、現在はロンドンの大英博物館の図書館 (British Museum Reading Room) に通いながらエリザベス朝のソネット研究で博士論文を執筆している。彼女の父親は飛び抜けて一流で有名な経済学の教授であり、数年前からアフリカに新設された大学を軌道にのせるために赴任している。ロザマンドは研究奨学金と年金で年に五百ポンドという僅かな収入で生計を立てているが、ロンドンのリージェント・パーク (The Regent's Park) 近くの高級住宅街にある両親の贅沢なフラットを無料で借り受け、恵まれた環境で不自由なく一人暮らしをしている。ロザマンドは、両親から自立という思想を徹底的に叩き込まれ、他人に頼ることを大罪だと信じるほどに「自立した女」であり、酒瓶を手に自分の鍵で自分自身の部屋に出入りできる解放された女の典型 (9) として描かれている。このようなヴァージニア・ウルフ (Virginia Woolf 1882-1941) の『自分だけの部屋』 (*A Room of one's Own* 1929) の流れを受けたロザマンドの姿は、『礪白』が出版された1960年代の雰囲気、すなわち第二波フェミニズム運動隆盛期の時代的空氣を反映している。このような時代の状況を反映するロザマンドは、自らが「自立した女」であることを自負し、強く理性を信奉し、自我を理性で制御できるものだと信じ、逆に理性で制御できないものを恐れている。例えば、男友達には常にそばに居て欲しいものの、彼らと感情的、肉体的に深く関わること、つまり親密になることを恐れている。それは親密になればロザマンドが男友達に依存したり、同時に男友達が彼女に依存したりする関係に発展してしまうからである。依存したりされたりする状態は、ロザマンドの理性的な生き方の領域を超越するものであり、彼女のアイデンティティを崩壊させてしまうほどの力を持つものである。そのためロザマンドは“the bond that links man to man” (68) を巧みに避け、孤独に生きてきたが、ジョージとの一度だけの関係によって妊娠したことで、これまでの生き方の全てを転換せざるを得

ない危機に直面してしまう。妊娠や出産は他人への依存や他人の助けを必要とすることから、ロザマンドは「自立した女」という自らのアイデンティティを崩壊させる脅威として妊娠を捉えたのではないだろうか。だからこそロザマンドは妊娠が発覚した瞬間にいわば無意識的に「産まない」という決断を下したのだと考えられる。しかしロザマンドは「産まない」という決断を下したにもかかわらず、中絶するために病院に行こうとはしない。ロザマンドは自らその理由を述べているが、実は当時の人工妊娠中絶に関する法がロザマンドの行動に大きな制限をかけていたと考えられる。

長い宗教に起因する伝統の殻を破ってイギリスで「人工妊娠中絶法」(Abortion Act 1967)が施行されたのは1968年4月28日のことである。「人工妊娠中絶法」の要点を見ると二人の医師の証人があれば、人工妊娠中絶してもよいというものであった。ただし(一)妊娠を続けることが母体の生命の危険につながる場合、(二)妊娠を続けることが妊婦に後遺症を残す可能性がある場合、(三)妊娠を続けることが妊婦に精神的健康を損なわせる危険がある場合、(四)二十四週以内で妊娠を続けることが既に生まれて生活している子どもの健康に影響を与える場合、(五)胎児が重度障害をもって生まれてくる可能性がある場合、という五つの条件のうち一つを満たす必要があった。いずれの場合にも、妊婦の健康、胎児あるいは現に今いる子ども等の危険が重視されている。

ロザマンドの友人リディア・レイノルズ(Lydia Reynolds)が、私立産院で人工妊娠中絶手術を受けるために医師相手に一芝居打つ(96-97)のは、このような「人工妊娠中絶法」を彼女が理解しており、人工妊娠中絶の条件を自分が満たしていないがために、中絶するためには医師に自分が人工妊娠中絶を受けるに相当することをアピールする必要があったためであることは間違いない。リディア以上に知的エリート性を備え、自らが「自立した女」であることを自負し、自分の知的能力や生活能力に強い自信を持っているロザマンドが、当時の女性に関係する法に無関心であり、リディアが知っている法をロザマン

ドが知らずにいるとは考えられない。ロザマンドは物語る現在において、病院に行かなかった理由を後付けして説明しているだけであり、病院に行っても人工妊娠中絶の望みがないことを予め知っていたために、また理性主義的に生きるロザマンドにとって、リディアのように感情に身を任せて医師に一芝居打つことなどできないために、ロザマンドは妊娠したことに気づいた時、病院に行かずに、ジンを熱い風呂に入れてそれに漬かることで中絶するという道を選択したのではないだろうか。しかしながらロザマンドは自らの力でジンをを用いて中絶するという計画を実行に移すこともなかったのである。

「人工妊娠中絶法」の施行によって人工妊娠中絶は広く解放されたが、一方刑法は存立しており、「人工妊娠中絶法」は刑法の違法阻却事由とされた。1861年施行の「人身に対する犯罪法」(Offences Against the Person Act 1861) 第58条には、流産の原因となる毒薬又は器具の使用をした者は重罪に値することが規定されている。

#### 58 Administering drugs or using instruments to procure abortion.

Every Woman, being with Child, who, with Intent to procure her own Miscarriage, shall unlawfully administer to herself any Poison or other noxious Thing, or shall unlawfully use any Instrument or other Means whatsoever with the like Intent, and whosoever, with Intent to procure the Miscarriage of any Woman, whether she be or be not with Child, shall unlawfully administer to her or cause to be taken by her any Poison or other noxious Thing, or shall unlawfully use any Instrument or other Means whatsoever with the like Intent, shall be guilty of Felony, and being convicted thereof shall be liable, at the Discretion of the Court, to be kept in Penal Servitude for Life or for any Term not less than Three Years, – or to be imprisoned for any Term not exceeding Two Years, with or without Hard Labour, and with or without Solitary Confinement.

また1929年施行の「幼児保護法」(Infant Life (Preservation) Act 1929) 第1条には、出生能力ある胎児の生命を絶つ目的で故意に妊婦の分娩前胎児を死に至らしめた者は胎児殺しとして有罪とすることが規定されている。

1 Punishment for child destruction.

- (1) Subject as hereinafter in this subsection provided, any person who, with intent to destroy the life of a child capable of being born alive, by any wilful act causes a child to die before it has an existence independent of its mother, shall be guilty of felony, to wit, of child destruction, and shall be liable on conviction thereof on indictment to penal servitude for life:

Provided that no person shall be found guilty of an offence under this section unless it is proved that the act which caused the death of the child, was not done in good faith for the purpose only of preserving the life of the mother.

- (2) For the purposes of this Act, evidence that a woman had at any material time been pregnant for a period of twenty-eight weeks or more shall be prima facie proof that she was at that time pregnant of a child capable of being born alive.

ロザマンドが当初 “the dimly reported experiences of friends and information I had gleaned through the years from cheap fiction” (5) に頼って中絶を試みようとするのは、「自立した女」であるというアイデンティティを持っているが故に、他人に決して依存したくないという想いから発した極めて感情に誘発された行動であった。しかしながらロザマンドは、時間が経過するにつれて、理性主義的な考え方が感情に勝り、感情を理性で抑圧し、自らの力で中絶を試みるものが刑法違反に相当し、リディアのような偶然の出来事によって流産する以外、お腹のなかの子どもを産む以外に道はないのだということを認識するに

至ったのではないだろうか。

### 3. 社会保障制度による影響

ロザマンドは“Once I had thus decided to have the baby – or rather failed to decide not to have it” (39) と、産むか産まないかという精神的葛藤に二度と苦悩することはない。なぜロザマンドは産むという自らの決意を揺るがすことがないのであろうか。その理由を幾つか考えてみたい。

当時、未婚の母にとって最も深刻な問題は住居であった。イギリスには1918年にレティス・フィッシャー (Lettice Fisher 1875-1956) によって創設された「全国未婚の母と子協議会」(National Council for the Unmarried Mother and her Child; NCUMC) というボランティア団体があり、未婚の母と子の福祉、法における地位向上のための活動の中心となっていた。そこに寄せられる未婚の母からの相談で第一位を占めていたのが住宅問題であった。しかしながらロザマンドは、両親が留守の間、ロンドンのリージェント・パーク近くの高級住宅街にある両親の贅沢なフラットを無料で借り受けていることから、未婚の母の最大の問題であった住宅問題については、全く心配する必要がない幸運な境遇にあった。

妊娠、出産して一番大きな壁としてロザマンドに立ち塞がった問題は経済的問題であろう。ロザマンドの両親はその気になればできるのに、フラットを無料で貸してくれた以外には一銭の援助も彼女に施していない。ロザマンドは“I have to live up to her [my mother]” (29) という想いが強いために、両親に自らの境遇を素直に打ち明けて経済的援助を求めることができない。ロザマンドの妊娠発覚当時の収入は、先述した通り、研究奨学金と年金を合わせた年五百ポンドと、時給七シリング六ペンスの家庭教師四件分の報酬のみである。前者については、ロザマンドが受給している交付金、奨学金の類には、私生児に関する規定はなく、支給対象から除外されないことがロザマンドによって明ら

かにされている。(49) 後者については、妊娠三ヶ月目に全てやめてしまっているが、彼女の学問的能力をもってすれば、出産後にいつでも家庭教師先は見つかるであろうことから、引き続き一定の収入を確保することができるものと推測される。確かにロザマンドは出産することで、学位をとり、準講師になり、講師になるといった研究者人生の見通しが狂うことはない(49) かもしれないが、まだ博士論文を執筆中の身であることから、ロザマンドにとってその道のは険しくはないかもしれないが、長いものであることは間違いない。そのため出産後に妊娠前の収入を超える収入を得ることは困難であり、今後の生計をどのように構築していくのかという問題は、ロザマンドにとって大きな問題であり、安易な「産む」という決断はロザマンドの自由自立の信条を危険にさらすことになるため、慎重にならざるを得ないはずである。

ロザマンドに子どもを「産む」決意をさせたのは、当時の手厚い社会保障制度の存在が、彼女の経済的問題を払拭したためであったと考えられる。ロザマンドは各種公的社会保障制度を利用することで、他人に直接依存することのない「自立した女」としての体面をかりうじて維持させることができる。1960年代のイギリスにおける社会保障の仕組みは、大きく国が所管する現金給付の社会保障と、地方政府が責任を持つ現物給付の対人社会サービス、さらに、国の機関である「国民保険サービス」(National Health Service; NHS) が提供する医療サービスに分類することができる。『ベヴァリッジ報告』(*Beveridge Report* 1942) 後に形成されたイギリスの福祉国家における社会保障制度は、「国民保険」(National Insurance) による所得保障を基礎としており、国民保険でカバーすることができない部分について公的扶助制度をはじめとした諸制度が補完する体制をとっている。(砂原 388)

1960年代後半における未婚の母に適用される国家からの現金給付型の公的社会保障制度の代表的なもののうち、ロザマンドに適用されたであろうものは、次の通りである。

- (1) 補足給付 (Supplementary Benefit) : 週五ポンド二十ペンス
- (2) 妊娠手当 (Maternity Grant) : 二十五ポンド
- (3) 出産手当金 (Maternity Allowance) : 週五ポンド (ただし出産予定日の十一週間前から十八週間に限る)

これに加えて、現金給付型以外の公的社会保障制度の代表的なもののうち、ロザマンドに適用されたであろうものは、次の通りである。

- (1) 福祉牛乳支給 (Welfare Milk) : 学齢期前の全ての子どもと妊娠中の母親を対象に、無料で週七パイントの牛乳又は粉乳一箱を支給
- (2) 福祉食物支給 (Welfare Food) : 妊娠中の母親及び学齢期前の子どもを対象に、牛乳、ビタミン剤、濃縮オレンジジュースの無料支給
- (3) 処方箋料 : 無料。十五歳以下の子ども、妊娠中又は一歳未満の子どもを持った親を対象
- (4) 歯科医の治療費 : 無料。十五歳以下の子ども、妊娠中又は一歳未満の子どもを持った親を対象

ロザマンドは妊娠中だけでなく出産後にも、このような各種公的社会保障制度を受給することができる状況にあったと考えられる。イギリスの手厚い社会保障制度は、ロザマンドが抱える経済的問題をある程度払拭するものであり、彼女の「産む」という決断をより確固たるものとし、ロザマンドの行動を後押しするものになったのではないだろうか。

人と人を結ぶ絆を巧みに避け続け、他者との関わりや絆を否定してきたロザマンドにとって、子どもを持つということは「自立した女」という自らのアイデンティティの維持を脅かす危険性があり、ロザマンドの「産む」という決意を揺るがす最大の要因となる可能性を秘めている。しかしながら、ロザマンドは「産む」という自らの決意を揺るがすことはない。それは経口避妊薬を使用

することなく妊娠し、中絶に失敗して赤ん坊を持つことになったその結果を、ロザマンドが自立への確かな一步を踏み出す好機と捉えたからではないだろうか。妊娠前の観念的な自立志向から、ロザマンドは子どもを持つことによって実生活にしっかりと根を下ろした真の自立を手に入れたのである。

#### 4. 非嫡出子の生活実態による影響

ロザマンドは妊娠5ヶ月目の安定期に入ったとき、初めて姉ベアトリス(Beatrice)に手紙で妊娠の事実を知らせている。それはベアトリスがロザマンドにいつも母親になることの素晴らしさ、家庭を持つことの良さを讀んでいたもので、きっと自分の味方になってくれ、折り返し好意に溢れた同情ある言葉を聞かせてもらえるだろうという期待から為されたものであった。(76) しかしながらベアトリスからの返事はロザマンドの予想とは大きく異なるものであった。ベアトリスの返事は、ロザマンドには子どもを持つという苦勞を乗り越えることはできないだろうから、子どもを養子に出すべきであるという提案であった。(78) このベアトリスの提案は、ロザマンドのこれまでの生き方から判断され為されたものであるが、当時の非嫡出子の生活状況を念頭に置いて為された提案であるとも考えられる。

非嫡出子の全てが、未婚の母によって育てられるわけではない。1967年を例に挙げれば、非嫡出子出生数は69,928人であったが、そのうち養護施設に引き取られた子どもは3,167人、養子となった子どもは18,313人に及び、約30パーセントの非嫡出子が母親の許を離れて育てられている。ただし母親の許に残った場合においても、母と子だけの母子世帯であるとは限らない。1965年に行われた調査によると、ニューカッスル(Newcastle)では未婚の母の40パーセントは同棲しており、またバーミンガム(Birmingham)では非嫡出子の子ども六十五人のうち三十人は実の父母あるいは母と継父との家庭生活を送っている。さらにベドフォード大学社会学科(Bedford College Sociology

Department) の調査によると、約 40 パーセントは子どもが四歳になるまでに母親は正式の婚姻関係に入っている（ただし、子どもの父親と結婚した事例は 1 パーセントにすぎない）とされている。（日下部 42）

ベアトリスは子どもを育てることの難しさや苦労という自らの子育て経験を背景に、ロザマンドの性格やこれまでの彼女の生き方のみならず、このような当時の社会状況をも総合的に鑑み、ロザマンドに子どもを養子に出すようにとの提案をするに至っていると考えられる。しかしロザマンドは、姉の提案を完全に斥け、赤ん坊を育てようという自分自身の決意の深さを改めて確認し、子どもを産み育てる自らの決意を揺るがすことはない。（79）

リディアはロザマンドに内緒で書いているロザマンドらしき女性を主人公とした新作小説の中で、“the Rosamund character’s obsession with scholarly detail and discovery was nothing more nor less than an escape route, an attempt to evade the personal crises of her life and the realities of life in general”（94）と巧みな語り口で語っている。『碾臼』はロザマンドの視点で語る「一人称叙述」を採用している。この語り的手法は読者に語り手の視点から見える世界しか眺めることを許さず、偏った狭い視野から小説全体を眺めさせる特徴を持っている。読者はロザマンドが語る言説からロザマンド像を眺める以外に方法はない。しかしながら、このリディアの小説をロザマンドが覗き見る場面は、読者が客観的な視野でロザマンド像を眺めることができる唯一の場面であると同時に、ロザマンド自身も自らの姿を客観的に眺めることができる場面である。ロザマンドは“*She [Lydia] drew a very persuasive picture of the academic ivory tower*”（94）と述べており、「自立した女」としての欠点を自ら認識するに至っている。ロザマンドにとって子どもを産み育てることは、現実と真正面から向き合い、しっかりと根を下ろした真の自立を手に入れることができる絶好の好機となる。このような理由から、ロザマンドは姉ベアトリスからの提案を絶対に受け入れることができないのであり、ベアトリスからの提案によって産み育てる決意が揺らぐことはないのである。

## 5. 結論

これまで論じてきたように、両親の価値観を自分の価値観として受け継いだ主人公ロザモンド・ステイシーは、第二波フェミニズム運動隆盛期の時代的情況を反映した「自立した女」という信条を糧にこれまで生きてきたが、それは観念的な自立志向にすぎないものであった。しかしながら、ロザモンドは子どもを持つことによって実生活にしっかりと根を下ろした真の自立を手に入れることができるようになり、結果的にロザモンドは、母親を裏切ることなく「解放された女」として成長を遂げている。しかし時代の状況に焦点をあてて本小説を再読すると、このような道をロザモンドが進むことが出来たのは、小説には直接的に描かれることのない1960年代の女性を巡る状況、特に女性に関係する法や社会保障制度が基盤となっていることが明らかになる。

### 参 考 文 献

- ボーヴォワール, シモネーヌ・ド『第二の性 (一)』生島遼一訳. 新潮文庫, 1959. Print.
- Drabble, Margaret. *The Millstone*. London: Penguin, 1968. Print.
- Greater London Council. Research and Intelligence Unit. *Annual Abstract of Greater London Statistics*: 1968. London: Greater London Council, 1969. Print.
- 日下部禧代子「イギリスの未婚の母と福祉」『海外社会保障研究』19 (1972): 42-46. Print.
- 岩崎宗治『イギリスの小説と詩——ゴールディングからヒューニーまで——』研究社, 1996. Print.
- 小泉英一「妊娠中絶と最近の各国立法」『比較法制研究』3 (1978): 1-27. Print.
- 三木妙子「イギリスにおける『一九六九年家族法改正法』」『比較法学』6 (1970): 247-351. Print.
- 小野寺健「訳者ノート」『礪白』河出書房新社, 1980. Print.
- Rose, Ellen Cronan. *The Novels of Margaret Drabble*. London: Macmillan, 1980. Print.
- Roxman, Susanna. *Guilt and Glory. Studies in Margaret Drabble's Novels 1963-80*. Stockholm: Almqvist & Wiksell International, 1984. Print.
- 砂原庸介「イギリスにおける国と地方の役割分担」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書』財務総合政策研究所, 2005. 365-423. Web. 16 Sep. 2014. <[https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079\\_06.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_06.pdf)>

Abortion Act 1967. 27th October 1967.

Family Law Reform Act 1969. 25th July 1969.

Infant Life (Preservation) Act 1929. 10th May 1929. Section 1.

Offences Against the Person Act 1861. 6th August 1861. Section 58.

※本稿は 2014（平成 26）年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。